

富魅力第62-31号
令和4年1月23日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中宏和
河内地域協議会
議長 鳥井一雄
南河内地区協議会
議長 畠山利次 様

富田林市長 吉村善美



2023（令和5）年度富田林市 政策・制度予算要請について（回答）

日頃は、市政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 雇用・労働・ワークライフバランス施策

(1)雇用対策の充実・強化について（★）

<継続>

①人材の確保とマッチング機能の強化について

大阪府が「大阪人材確保推進会議」で人材不足解消に取り組んできた製造・運輸・建設業界に加え、コロナ禍によって新たに飲食業や情報サービス業なども含め、さまざまな業界で人材不足が深刻化している。各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能の強化へ向けた取り組みを強化・推進すること。

【回答】

例年、ハローワークや近隣市町村、商工会などの関係機関と連携のもと地元企業との合同就職面接会を実施しています。合同就職面接会には、医療、福祉、製造、運輸など幅広い業種の会社から参加をいただいています。今後も各業界での人材確保につながるよう、実施方法などを検討しながら取り組んでいきます。

(2)就労支援施策の強化について

<継続>

①地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。また、コロナ禍で職を失った女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

【回答】

ハローワークや近隣市町村、商工会で構成された協議会の会議に府の「地域労働ネットワーク」関係課職員が参加し、助言等を得ながら地元企業との合同就職面接会を実施するとともに、地域労働ネットワークにおいて、それぞれの地域での取り組み状況の情報共有を行っています。さらに、就労支援事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で昨年度は中止となりましたが、今年度は、職業能力開発講座として、未就職者を対象とした講座の実施を予定しています。また、障がいや高齢等、様々な事情により就職が困難な状況にある人に対する支援としては、就労準備講座や協力企業の開拓等、個々の状況に寄り添った支援プログラムの充実に努めていきます。

ひとり親家庭への支援としては、こども未来室に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に寄り添った自立支援相談を随時実施しています。また、就職に有利な資格の取得支援策として、講座の受講料の一部を助成する「自立支援教育訓練給付金」や「高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金」の支給、養成機関を受講する間の経済的支援として「高等職業訓練促進給付金」の支給など、ひとり親家庭の自立の促進と生活の安定に向けて、総合的な支援を続けていきます。

これらの施策については、市広報誌等による周知をはじめ、合同就職面接会に同時開設している、ひとり親家庭相談など各種相談コーナーにおいても、制度の周知を図るとともに、国・府などの関係機関と十分な連携を図りながら、雇用・就労対策に取り組んでいきます。

<継続>

②障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。

また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

【回答】

就労支援については、地域就労支援センターに就労支援コーディネーターを配置し、障がい者をはじめとする就労困難者のための就労相談や、関係窓口への同行、個別ケース検討会議の実施など、ひとり一人に応じた支援メニューを提供するなど、本人の意思に寄り添った対応に努めています。また、令和3年度からは市内3圏域ごとに障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がい者への相談支援体制を充実させています。

さらに、障がい者基幹相談支援センターに「障がい者雇用センター」を併設し、より身近な地域で障がい者の生活相談から就労支援までを行う体制を整えたほか、「障がい者雇用会議」を設置し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、障がい者基幹相談支援センター等関係機関との連携を図ることにより、就労支援や障がい者雇用の推進に取り組んでいます。

<補強>

(3)男女共同参画社会の実現に向けて

①「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市(町村)庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、市民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

【回答】

本市では、「第3次富田林市男女共同参画計画」を策定し、女性のエンパワメントや女性の活躍推進に向けた環境づくりを推進し、誰もが働きやすく生きやすい社会の実現に向けて取り組んでいます。大阪府が策定した「おおさか男女共同参画プラン」についても、市として各施策の実施に協力するとともに、府の取り組みも、市の取り組みも、SDGsの同じ目標の実現をめざすものであることをさまざまな機会を通じて市民への周知に努めていきます。

<新規>

②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。また、市の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めること。

2022 年 4 月から段階的に改正される育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

【回答】

府や商工会、工業団地四組合協議会と連携し、市広報誌等による周知をはじめ、普及、啓発に努めていきます。本市では特定事業主行動計画を令和 2 年 6 月 1 日に改正し、市ウェブサイト公表するとともに、特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍の状況を毎年公表しています。今後も特定事業主行動計画の趣旨に則った女性参画を推進していきます。

また、育児・介護休業法が改正されたことを受け、本市においても、令和 4 年 9 月議会にて、育児休業に関する条例改正を行いました。現在、男性の育児休業に関する情報発信などを行ったことにより、男性の育児休業取得率は増加傾向にあります。引き続き、誰もが育児休業を取得できるような環境整備に努めていきます。

＜継続＞

(4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、2022 年 4 月より中小企業においても職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。

【回答】

相談機能については、職場での労働条件や賃金、残業代などの未払い、職場のいじめなどに関する相談に関して、各種労働法に精通した社会保険労務士による労働相談を月に 1 回実施しています。府においても、南河内府民センタービルにて、面談による労働相談を週に 1 回実施しています。

今後も、市広報誌で情報の発信を行うとともに、利用者のニーズや労働情勢なども考慮しながら、労働相談の実施に取り組んでいきます。

＜補強＞

(5) 治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

【回答】

労働者、事業主それぞれからの相談に対応できるよう、労働関係法に精通した社会保険労務士による労働相談を月 1 回実施しており、引き続き、国・府など関係機関と連携しながら情報提供に努めていきます。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

＜継続＞

① 「中小企業振興基本条例」の制定促進について

中小企業振興基本条例が未制定の府内市町村は、条例制定に向けた審議会や振興会議などの設置など、条例制定に向けた環境整備を行うこと。

また、市の中小企業振興策において、中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

【回答】

「中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、中小企業・小規模企業が事業を充実できるような新たな商工施策を引き続き研究していきます。

＜継続＞

② ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。また、2019 年度をもってカイゼンインストラクタ

一養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

【回答】

MOBIOと連携し、人材育成、技術課題の解決、情報交換などを通じて、より一層の地域活性化に努めます。また、「改善インストラクター養成スクール」について、調査・研究していきます。また、国・府・近隣市町村・ハローワーク・商工会など、関係機関と十分な連携を図っていきます。

<継続>

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、市の支援策を広く周知広報すること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

【回答】

若者が技能五輪などの大会に挑戦することは、時代を担う青年技術者に努力目標を与えるとともに、技術の向上・継承が期待されることから、商工会をはじめ関係機関と連携し、情報提供に取り組んでいきます。

<継続>

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の2021年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっており、各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。引き続き、近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。

【回答】

本市では、府や商工会、工業団地四組合協議会と連携し、市広報誌等による周知をはじめ、普及、啓発に努めています。また、本市内の中小企業等を対象とした事業継続計画（BCP）策定支援事業を行っており、府では、商工会・商工会議所等と連携して中小企業のBCPの取り組みを支援しています。さらに、商工会においては、BCPの策定に取り組む企業に対し、専門アドバイザーの紹介をしています。今後も、BCP策定率向上に取り組んでいきます。

<継続>

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

【回答】

下請中小企業振興法、下請ガイドライン、しわ寄せ防止総合対策等について、関係官庁等と連携を取り適正化推進の啓発等を行っているところですが、今後も引き続き中小企業への配慮のため啓発に努めていきます。

<継続>

(3)公契約条例の制定について

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。

【回答】

公契約条例の制定の目的である労働者の適正な労働条件の確保については、一自治体の条例で解決できるものではないことから、国の方針として整備されるべきものであると考えているところであり、以前より、公契約法の制定について国に要望しているところです。今後においても、同法の制定について、引き続き国に要望していきます。

<新規>

(4)海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

【回答】

府や商工会、工業団地四組合協議会と連携し、市広報誌等による周知をはじめ、普及、啓発に努めていきます。また、人権施策を効果的に推進していくため、企業やNPO等とより連携を深めるよう取り組んでいきます。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を市町村と連携して整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、「大阪府高齢者計画 2021」の最終年度（2023 年度）を迎えるにあたり、大阪府に対して、施策の進捗状況について検証を行い、より実効性を高めるよう求めること。

【回答】

第 8 期介護保険事業計画において、団塊の世代すべてが後期高齢者となる 2025 年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を念頭に高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期に見据えながら検討し、介護サービス基盤の整備では、地域生活を支えるサービスを中心に地域密着型サービスの整備を計画しています。

地域包括ケアシステムの推進のためには、地域の実情に応じた体制整備が不可欠であることから、これまでの取り組みの成果を踏まえて、多様な関係機関と協働を図りつつ、必要な支援や施策の効果検証について大阪府と連携していきます。

<新規>

(2) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、事業における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うとともに、そのために必要な予算の確保を図ること。

【回答】

生活困窮者自立支援制度に携わる支援員を対象として、国が開催するブロック別研修会やテーマ別研修会が開催され、生活困窮者自立相談支援機関の支援員が研修の受講により、専門的支援のスキルアップに努めているところです。本市では、支援員の専門的知識の習得、そして支援を行うためのノウハウ等、スキルアップが大変重要であると認識しており、今後も引き続き、積極的に研修を受講するよう働きかけていきます。

<継続>

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市（町村）民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。また、AYA 世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第 3 期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業 “おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市（町村）民により広く周知すること。

【回答】

大阪府では「健活 10」というキャッチコピーのもと、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目的に、10 項目の健康づくり活動を啓発しており、大阪健活マイレージ「アスマイル」と題して健康行動を行った人にポイントを付与するなど、予防医療のさらなる推進に取り組んでいます。本市においても府からの依頼のもと、ポスター掲示やパンフレットなどの活用他、市広報誌や Web サイトへの掲載など広く市民に PR しています。また、「健康とんだばやし 21(第二次)」を平成 27 年に策定し、その中の健康増進への取り組みとして、運動機能や体力チェックの場を提供するとともに、健康相談、健康教室などを実施し、身体活動・運動の効果や必要性、ロコモティブシンドロームの予防法や疾病予防についての情報提供に努めています。

がん検診についても日曜日の「がんミニドック」や乳がん検診・子宮頸がん検診が同日に受診できるレディース検診の実施、電話での申し込み受付だけでなく WEB での申し込み受付を行うなど、受診しやすい検診体制の構築を進めており、受診率向上を目指し、市広報誌や Web サイト等を通じた周知を行うとともに様々なイベントにおいて啓発活動に努めています。今後もより受診しやすい環境整備と、市民への効果的な受診と周知に努め

ていきます。

(4)医療提供体制の整備に向けて(★)

<継続>

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

【回答】

勤務間インターバル制度導入が企業の努力義務となり、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等の措置が講じられます。

労働者が、心身とも充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる環境が整備されることが大切であることから、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けて、医療人材をはじめ労働者の勤務環境並びに処遇改善の整備について、国に働きかけていきます。

<継続>

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。また、医療分野での地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

【回答】

産科、小児科、救急科において、医師等の働き方改革を見据えた医療従事者の確保、地域における医師偏在の解消など、地域の実情に応じた医療体制の構築等必要な対策を大阪府に求めています。

(5)介護サービスの提供体制の充実に向けて(★)

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

【回答】

現在の介護分野の人材不足は深刻であり、また、2025年以降、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、介護人材の確保への取組みは重要であると認識しています。本市でも府社会福祉協議会や南河内の自治体で構成する「介護人材確保連絡会議」にて介護人材確保に向けて協議しているところです。

しかしながら、資格取得のための助成やキャリアアップの仕組みの整備については、市単位での実施が困難であると考えことから、国や府の動向を注視しながら、近隣自治体・関係機関・事業者とともに福祉・介護人材の確保に向けた取組みを進めていきます。また、ハラスメント防止については、啓発チラシの活用や研修会等の機会を捉えて取り組んでいきます。

<補強>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報を強化すること。また、「地域包括支援センター」を拠点に高齢者と子どもが積極的に交流を図ることを通じて、高齢者が生きがいを持って生活できる環境整備や、子どもの心の発展をめざす目的で、高齢者と子どもが積極的に交流を図ることができる施策の検討を行うこと。

【回答】

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくため、どのような支援や関わりが必要かを適宜把握し、地域における適切なサービス、関係機関または制度の利用に繋げる等の支援を実施しています。引き続き、高齢者にとってより身近な総合相談の窓口として、また家族支援という観点からも、在宅にて介護を行いながら働き続ける家族等をサポートする相談窓口機能としての役割を担うことにより、介護する家族の離職防止に努めていきます。そのため、市内で行われる様々なイベントや各種研修会、市民対象の出前講座等あらゆる機会をとらえて、地域包括支援センターのPRに努めていきます。

(6)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること

【回答】

本市では、平成28年度に年度当初の待機児童が10年ぶりに発生し、平成30年度には41人となりました。待機児童解消に向けての施策としては、認可保育施設設置運営事業者の募集を行い、国の保育所等整備交付金又は大阪府の安心子ども基金を活用して平成30年度から令和4年度までの5年間で家庭的保育事業所2園、保育所2園、認定こども園2園を開設し、令和2年度は、既設のともっち保育園が5歳まで受け入れができるよう園舎を増築（整備前は3歳まで）して認可定数を拡充しました。

保育の受け皿が拡充したことにより、令和3年度当初の待機児童は解消したところですが、年間を通じての待機児童解消に向け、令和5年度開設予定の保育所の建設を進めています。

今後も増え続ける保育ニーズの動向を見極めつつ認可保育施設設置運営事業者の誘致の継続を検討します。このことにより、待機児童の解消を進め、保育の質を確保しつつ様々な保育ニーズに対応します。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた大阪府と連携して助成金の創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

【回答】

保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件・職場環境の改善や研修機会の確保に努め、職員の定着率の向上に努めていきます。また、民間保育施設の園長会を必要に応じて開催しており、意見交換等を行っています。今後も継続して開催し、保育の質の向上につなげていきます。放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については過去に活用実績がありますが、現在、本市においては、放課後児童支援員処遇改善等事業を活用し、処遇改善に取り組んでいる状況です。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービ

スが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答】

病児保育事業については、平成 28 年 9 月から富田林病院の院内保育施設に併設する形で事業化し、平成 30 年 1 月からは当日予約の受け付けや、利用時間や前日予約の受付時間を拡大するなど事業の充実に努めています。また、令和 2 年度には、病児保育事業の対象者の一部へのアンケート調査を実施しました。その調査結果も参考にしながら、保護者が利用しやすいように委託病院と連携していきます。延長保育について、保育所・認定こども園の開所の基本は 11 時間であり、標準時間認定については、保育所・認定こども園では、7 時から 19 時（一部の園は 7 時～18 時）まで、延長保育料を徴収せずに取り組んでいます。

夜間保育については、実施していませんが、休日保育については、引き続き実施に向けた取り組みを行います。さらなる拡充については、的確なニーズ把握を行い検討していきます。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等、市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【回答】

令和 4 年 1 1 月に市内で初めてとなる企業主導型保育施設が開設しました。企業主導型保育事業は、内閣府から委託された公益財団法人児童育成協会が整備費・運営費の助成及び指導監査等の実施機関となっています。指導監査により改善が見られない施設については、児童育成協会はもとより大阪府と本市も連携して対応していきます。

認可施設への移行について、企業主導型保育事業本来の特色は「従業員の働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供するための保育施設」であることから設置者の判断となります。

<補強>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第 2 次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき市として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、市町村が実施している「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど支援を強化すること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業など連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。

また、「子ども食堂」「子どもの居場所」などの支援体制については、学校校区内に留まらず、子供が気楽に訪問、参加ができる支援体制を構築すること。

【回答】

本市では現在、(仮称) 富田林市子どもの貧困対策計画の策定に向けて取り組みを進めており、その中で課題を整理し対策を検討していきたいと考えています。生活困窮に関する相談については、様々な関係課及び関係機関が横断的なネットワークを構築しながら対応していく必要があると認識しており、早期発見から適切な相談窓口につなげ、支援していくための包括的な相談支援体制の構築に努めています。また、生活困窮世帯の子どもに対する支援として、学習機会や居場所の提供等、個々の状況に寄り添った支援を行っているところですが、今後も分野横断的な連携の強化に努めていきます。

子ども食堂への支援としては、居場所づくりを行う子ども食堂に対して補助金の交付支援を行っており近年、実施団体は増加しています。また、本市ではとんだばやし子ども食堂・居場所づくり運営支援ネットワークを構築し、市社会福祉協議会や NPO 法人などと連携した食材支援や食材提供ルートの開発、スキルアップ研修や情報交換会、開設相談など多様な支援に取り組んでいます。

子ども達が気楽に訪問、参加ができる居場所づくりなど支援体制の構築については、先進事例等について研究していきたいと考えます。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加傾向にある。そこで、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

なお、支援体制の行う職員の配置については、労働力不足が原因で一部の職員の負担とならないように労働力確保に努めること。

【回答】

オレンジリボン運動については、近年、児童虐待防止推進月間に市長も児童虐待防止啓発用に作成したオレンジ色のジャンパーを着用し公務に従事するなど、こども未来室の職員とともに啓発活動に努めています。また、今年度は児童虐待防止への思いを込めて、市庁舎屋上で児童虐待防止のイメージカラーであるオレンジ色のライトアップを実施することで、虐待防止に関心が持てるよう取り組んでいます。

増加する相談業務に対応するため、令和3年10月に専門職員1名、今年度は11月に4名の専門職員を増員しました。今後も支援体制を行う職員の確保に努めるなど児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止に向けて迅速な対応に努めていきます。また、大阪府が開催する「虐待防止スキルアップ研修」などに職員が参加するなど相談支援業務に係る専門性の向上にも努めています。

児童虐待は未然に防ぐことを第一としていますが、それが困難な場合は、早期に発見し対応することが重要です。本市では要保護児童対策地域協議会が中核となり、コロナ禍においても学校・園などとの連携を強化しながら、早期発見・早期支援など適切な支援につなげています。

<新規>

⑦ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」を踏まえ、実態件数の把握と迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。加えてヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

【回答】

本市では、現在、ヤングケアラーの主担当窓口は設置していませんが、教育、福祉、介護、それぞれの機関でヤングケアラーと思われるケースの実態把握に努め、関係機関相互に連携を図りながら対応にあたっています。

今後は、福祉なんでも相談窓口を中心に連携しながら対応に努めていくことが重要と考えています。また、今年度は、ヤングケアラー支援の取り組みとして、要保護児童対策地域協議会研修会を通じて、教育関係機関職員を対象に適切な対応や支援についてより実践に近い形で学ぶ研修を開催するなど理解促進に努めました。

<継続>

(7)自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員のメンタルヘルス対策も充分に行うこと。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

【回答】

自殺に至るには様々な要因が連鎖し、平均4つの要因があるといわれており、自殺の理由は複雑なプロセスで起きているということがわかっています。

本市においては、「誰も自殺に追い込まれることのない富田林市」をキャッチフレーズとした自殺対策総合計画を平成31年3月に策定し、①地域におけるネットワークの強化、②いのちを支える人材の育成、③市民への啓発と周知、④生きることの促進要因への支援、⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育、⑥高齢者対策、⑦生活困窮者対策に取り組んでいます。

相談窓口として、保健師による健康相談や、SNSを利用した「大阪府こころのほっとライン」の周知を行って

います。また、自殺に関する相談対応にあたる職員や教員等向けの研修や相談体制の強化を図り、富田林保健所やNPOなどの民間団体など関係機関との連携を継続し、自殺対策従事者の心の健康が維持できるよう支援していきます。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上について(★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限(月45時間、年360時間)」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、課題解決をはかるとともに、子どもの貧困、虐待、自死に関する対策を進める意味からも、すべての学校にスクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)の早期配置、もしくは拡充を行うこと。また、SC及びSSWの十分な人材確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。

【回答】

本市では、小学校1～3年に加えて、市独自で小学校6年、および中学校3年で35人以下学級を実施するための教員を配置しています。また、教職員の長時間労働の是正に向けて、ICTを用いた勤務時間の管理に努めています。が、在校時間の上限の遵守を図る上でも、教職員定数の改善等について国や府に、強く働きかけていきます。加えて、教職員の欠員対策の充実についても、機会あるごとに国・府へ要望していくとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの全校配置についても、国・府へ要望していきます。

<継続>

(2)奨学金制度の改善について(★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

【回答】

給付型奨学金制度の内容の拡充については、機会あるごとに国に要望をしていきます。現在行っている市独自の奨学金については今年度も実施しましたが、新たな奨学金制度を導入することについては、本市を取り巻く状況が厳しさを増す中にあることは難しいと考えています。

<継続>

(3)労働教育のカリキュラム化について(★)

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

【回答】

本市においては、これまでもキャリア教育の一環として、外部講師を招いた職業に対する聞き取り学習や職業体験学習を実施してきました。こうしたキャリア教育について、カリキュラム・マネジメントの視点から各教科との連携を図り、大阪府教育庁が作成したリーフレット「キャリア教育を充実させるために」等も活用するとともに、労働教育の充実を図っていきます。

<新規>

(4)消費者教育の推進について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とくに高校生や大学生への消費者教育は急務となっていることから、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

【回答】

成年年齢の引き下げに伴い、消費者被害の拡大等も懸念されていることから、若年層への消費者教育の重要性が高まっていると認識しています。このことから、小中学校においても、学習指導要領に基づいた家庭科や技術・家庭科(家庭分野)における指導をはじめとした適切な消費者教育の実施に努めていきます。

本市では、これまでも成人のつどいでの啓発グッズ・リーフレットの配布や市立中学校に対する情報提供などを行っています。現在、国・府において大学生期・高校生期・中学生期に分けて教材やサイトなどの消費者教育コンテンツが数多く作成されています。有用なコンテンツを広く周知するため、引き続き市公式 SNS や市広報誌などを使い情報発信に努めていきます。

(5) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知を行うこと。また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022 年 4 月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、実効性ある施策を推進すること。

【回答】

本市では、人権啓発冊子やチラシ、ポスター、市ウェブサイト等を通じて「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を広く周知するとともに、SNS やインターネット上での差別的な言動やそれを煽るような行為や書き込みはしないこと、また、自らの言動が意図せず無意識に他人を傷つけてしまうような固定概念や偏見をなくすなど、あらゆる差別の解消に向けて人権教育・啓発活動に取り組んでいます。加えて、インターネットを利用する一人ひとりが人権意識を高め、情報を正しく理解し、適切に判断・活用できるよう、さらなる人権教育・啓発に取り組んでいきます。

<継続>

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT 等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であることから、理解を深めるために、行政・市（町村）一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて 2017 年 3 月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針の検証を行うとともに、見直しにあたっては NPO や有識者など幅広い意見を参考に見直すこと。

【回答】

性的マイノリティの人たちが抱えるさまざまな課題や性の多様性について、市広報誌や人権啓発冊子、「とんだばやし人権フェア」での講演会、職員研修等を通じて理解の促進に努めています。また、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の導入や、当事者の社会的孤立を防ぎ、支援者も一緒になって悩みや思いを共有して互いに理解しあう居場所として「コミュニティスペース」を開催するなど、行政と市民が一体となって多様性を認め合う社会の実現に向けて取り組んでいます。

<継続>

③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題である。そのことから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充を行い、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021 年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないよう、企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について、市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答】

部落差別解消法については、市ウェブサイトや人権啓発冊子などにおいて市民への周知・啓発に努めているところですが、特に若年層については、「とんだばやし人権フェア」などさまざまな機会を通じて周知を図るとともに、その他のあらゆる人権課題についても教育・啓発に取り組んでいるところです。

また、同和問題をはじめとする幅広い人権問題の解決を積極的に推進することを目的に、富田林市企業人権協議会が設立されており、同協議会会員企業を対象に公正な採用選考に向けて研修会や啓発活動を行うとともに、新たな応募用紙についても周知を図っているところです。

本市においても同協議会の事務局を担っていることから、大阪企業人権協議会と連携し、引き続き、啓発活動を行っていきます。

<継続>

(6) 財政状況の点検と適正な財政支出について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、市町村は様々な対策を講じ続ける必要がある。しかし、市町村によっては財政が圧迫され、十分な対策を行うことができないこともありうるため、市町村における財政状況をつぶさに点検し必要な支援を行うとともに、大阪府に対して、必要な財政支援を強力に求めること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本市の財政状況も厳しい環境に置かれていますが、監査委員や市議会において、決算や財政状況について審議いただきながら、赤字補てんによる財政調整基金を取り崩さない財政運営に努めているところです。また、新型コロナウイルス感染症対策は国や大阪府からの事業はもとより、本市独自事業として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として活用し、地域特性に応じたきめ細やかな対策や支援を実施してきました。

国や大阪府に対しては、同交付金の継続や、安定した財政運営のための財政支援について、これまでも市長会等を通じて要望を行っており、今後も引き続き要望に努めていきます。

<継続>

(7) 行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡便化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

【回答】

コロナ禍を契機に、社会全体の急速なデジタル化が進んでいます。本市においては、これまでも行政事務・手続き等における ICT 活用を進めてきましたが、今後も先進的なデジタル技術の研究や導入を進めるとともに、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化をめざしていききたいと考えています。

<新規>

(8) マイナンバー制度の定着と活用について

公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し、適切な取扱い行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。また、マイナンバーカードの普及促進をはかるため、プライバシー保護のための安全性の周知と個人情報管理体制の強化を行うこと。

【回答】

マイナンバーの利用範囲などは法令で厳しく制限されていることから、本市においても適切な取扱いを行っていきます。また、本市が保有する個人情報に関しても、安全管理措置を講じるとともに、令和5年4月1日より地方公共団体へも適用となる「個人情報の保護に関する法律」を遵守していきます。

また、マイナンバーカードの普及促進をはかるため、プライバシー保護のための安全性の周知と個人情報管理体制の強化については国へ要望していきます。

<継続>

(9) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回答】

本市では、選挙人の数や投票所までの距離等を勘案し、お住いの地域の学校や集会所を投票所としています。また、期日前投票所を市域の中心に位置する市役所と、大規模住宅市街地の金剛地区に位置する金剛連絡所の2か所に設置し、いずれも全期間開設することで選挙人の利便性に配慮しています。

頻繁に人の往来がある施設への投票所の設置や共通投票所の設置等については、システムやセキュリティの観点から安定的な投票所の運営が必要となり、また人員や財源等の確保も課題となることから、社会情勢や他自治

体の状況を参考に研究していきます。

また、投票方法の変更等については、国の動向を注視するとともに、利便性の高い不在者投票の手続き方法について研究していきます。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて(★)

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

【回答】

本市では、市民や事業者に対して、広報誌やウェブサイトを通じて啓発に関する情報発信を行っています。また、消費者庁から配布される啓発チラシに等も活用しながら食品ロス削減に向けた啓発に努めます。また、本市消費者啓発講座でも、動画やリーフレットによる食品ロス削減啓発をメニューに取り入れています。

<継続>

(2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答】

こども未来室では、市役所本庁職員を対象に毎月1回、各家庭で使いきれない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめて市内の子ども食堂に寄贈する「フードバンク TonTon」を継続実施しており、職員や保育所利用者に、食品ロスや貧困などの社会的認知を高める取り組みに寄与していると認識しています。

また、生活困窮者自立相談支援機関においては、生活困窮をはじめ、様々な生活上の困り事などの相談に対応する中で、食料を必要とする相談者に対して、認定NPO法人ふーどばんく OSAKA と「生活困窮者自立支援制度におけるフードバンクを活用した支援事業に関する協定」に基づく食糧支援を行うとともに、支援相談員が当該世帯の生活状況や個々に抱える課題を把握し、必要に応じて他の関係部局と連携を図りながら課題解決に向けた支援に繋がっています。

<継続>

(3)消費者教育としての悪質クレーム(カスタマーハラスメント)対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市(町村)独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】

本市では、消費者啓発講座を毎年開催しており、講座メニューには本市消費生活センターに多く寄せられている相談内容や社会情勢に応じた事例を取り入れています。引き続き、消費者教育もふまえた内容も盛り込みつつ、消費者に倫理的な行動を促すための啓発にも取り組んでいきます。

<継続>

(4)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。この間、SNS やアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そう

した媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

【回答】

令和 3 年度から、電話を用いた特殊詐欺事案における被害を未然に防止するため、市内に居住する日中に 65 歳以上の高齢者のみとなる世帯に対し、呼出音が鳴る前に発信者に対して自動で警告メッセージを流し、自動通話録音機能を有する固定電話機接続型の自動通話録音装置を無償で貸与する事業を実施しています。

なお高齢者への周知については、従来型の広報誌の他、防犯委員会、民生委員、ケアマネージャー等を通じ、チラシでの周知を継続していきます。

<継続>

(5)「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行った大阪府が、市町村に対してもさらに表明が進むよう働きかけること。とりわけ、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した 2030 年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知は行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている 14 分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

【回答】

本市では、「富田林市地球温暖化対策実行計画（第 4 次）事務事業編」に基づき、本市が排出する温室効果ガスの削減に取り組むとともに、市内の家庭や事業所等に対する周知啓発など、地球温暖化対策を推進しています。さらに、大阪府をはじめ府内市町村や企業等が参加して、2050 年の脱炭素社会実現における先導的な役割を果たしていくことを目的として設立された「OSAKA ゼロカーボンファウンデーション」に参加し、産業界のみならず地方公共団体等における地球温暖化対策についても情報収集に努めているところです。今後も、先進的な取り組みについて情報収集に努め、2050 年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けた産業界に対する効果的な支援の方策についても調査・研究していきます。

<継続>

(6)再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

【回答】

本市では、再生可能エネルギーの導入促進に向け、家庭や集会所への太陽光発電システム設置費を一部補助するとともに、大阪府の導入促進策についても周知啓発に努めるなど、再生可能エネルギーの導入促進に努めています。再生可能エネルギーの調査・開発に対する支援は、現在、おこなっておりませんが、事業者や研究機関に対する支援についても、今後、国や他の自治体の動向を注視しながら、より効果的な再生可能エネルギー導入促進策を調査・研究していきます。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1)交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエスカレーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答】

駅舎のバリアフリー化促進については、本市が鉄道事業者に対し整備費の一部を補助し、令和 2 年 3 月に市内の全 6 駅（近鉄長野線「喜志駅」、「富田林駅」、「富田林西口駅」、「川西駅」、「滝谷不動駅」、および南海高野線「滝谷駅」）について、バリアフリー化整備を完了いたしました。

これらの設備の維持管理等の財政負担の在り方については、他市・国の動向も考慮しながら、所有・管理者である鉄道事業者と連絡・調整を図っていきます。

＜継続＞

(2)安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和4年度まで固定資産税を軽減する特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市(町村)や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

【回答】

平成19年3月の「富田林市交通等バリアフリー基本構想」策定以降、近鉄富田林駅・富田林西口駅周辺の重点整備地区の道路等について、各施設管理者によるバリアフリー化事業が進められています。また、鉄道駅のバリアフリー化については、令和2年3月に市内の全6駅の整備が完了しました。これらのハード整備とともに、市民一人ひとりがバリアのあることを認識し、バリアを感じる人への協力を示す「心のバリアフリー」が重要と考えています。

今後は他市・国の動向も考慮しつつ、駅の所有・管理者である鉄道事業者と連絡・調整を図りながら、基本構想に基づいたバリアフリー整備、安全対策の向上及び心のバリアフリーを進めていきます。

＜新規＞

(3)交通マナーの向上について

コロナの感染拡大の影響により、宅配業者も増加している。それにより自転車を巻き込む事故も増加している。原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車運転者マナーの問題も指摘されている。事故防止のための自転車専用レーンの整備や、自転車運転者への法令遵守やマナー向上への周知・徹底を図ること。

【回答】

近年、自転車に関係する交通事故が増加傾向にあることから、本市といたしましても、自転車運転者への法令遵守やマナー向上については、富田林警察署や交通安全協会とも連携し、交通安全講習会、及び、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室を実施する中で周知を図るとともに、自転車専用レーンの整備についても、大阪府、富田林警察署などの関係機関と連携し、事故防止の対策について検討を行なっています。

＜継続＞

(4)キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険力所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険力所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行う事。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、大阪府と連携し、指導・支援を行うこと。また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

また、幹線路道の損壊状況の情報収集、提供については、地元企業と連携し、早急な修復作業に務めること。

【回答】

キッズゾーンの設置については、保育施設の管理者、大阪府、富田林警察署などの関係機関と連携し、保育施設周辺道路における園児などに対する注意喚起や、散歩コースにおける安全対策の推進に向け、保育担当部局とともに検討を行なっています。

また点検について、未就学児の移動経路については令和元年度、通学路については令和3年度に関係者と合同点検を実施しました。その点検結果を踏まえ、交通安全確保に向けたハード・ソフト両面の対策を総合的に検討し、より効果的かつ効率的な対策を速やかに実施しているところです。加えて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号及び幹線道路については日常のパトロール及び関係機関との迅速な連携により、メンテナンスに努めます。

＜継続＞

(5)防災・減災対策の充実・徹底について(★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動

実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害時における避難所についての環境整備についてもはかること。また「おおさか防災ネット」の運用状況（登録）について推移を示すこと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等、市町村の支援を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。また「避難所の感染対策・訓練」だけでなく、災害時に市民が避難を躊躇しないようコロナ禍での避難対応のマニュアル・指針を広く府民へ示すこと。地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成の市町村を拡大するよう支援すること。

【回答】

令和3年1月に大阪府が河川の浸水想定区域の見直しを行ったことに伴い、本市においても洪水・土砂災害ハザードマップを改訂し、市広報誌への折込により、令和4年5月に全戸配布いたしました。今後も、適時新たな情報に更新するとともに、地域の防災訓練や出前講座等のあらゆる機会をとらえ、市民に周知していきます。

また、防災訓練についても、平成27年度より指定避難所を開設する訓練を実施し、より多くの市民の皆さんに参加いただけるよう取り組んでいます。令和2年度、3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、市防災訓練は中止としました。しかし令和4年度には大阪府のイベント開催等における感染防止対策に従い、名称を「富田林市防災フェア」として開催しました。

令和3年度には、新たに設置した避難所（結のぞみ病院、河南高校）へ災害備蓄品一式を備蓄するとともに、各避難所等に備蓄する食料品、医薬品等で、期限の迫っているものの入れ替えなどの環境整備を行いました。また、富田林市社会福祉協議会との間に、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結し、新たに総合福祉会館、かがりの郷を福祉避難所として指定しました。今後も、引き続き、だれもが安心して避難生活ができるよう、環境の整備を図っていきます。また、「おおさか防災ネット」の運用状況（登録）の推移については、システムを管理運営する大阪府と情報共有し、可能な範囲で情報提供に努めます。

災害時の医療提供体制については、本市の地域防災計画等により三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や医療機関との連携について役割等が決められています。また、大阪府済生会富田林病院は、令和2年11月に完成した新しい病院施設において、陰圧化できる感染診察室と病床2室を備えるなど、新型コロナウイルス等の感染症への対応をされており、さらに、大規模地震にも対応できるよう病院建物に免震構造を取り入れ、市の災害医療センター機能を担うなど、災害時医療への対応にも努めておられます。

「避難行動要支援者名簿」は、新規登録を随時受け付けるとともに、定期的な更新作業を実施しており、民生委員児童委員の協力も得ながらその整備に努めています。また、避難支援等関係者である地域支援組織等に対して、災害時の避難誘導やそのための防災訓練実施にご活用いただけるよう提供しています。

本市ウェブサイトでは、いち早く情報を取得できるよう「緊急・防災情報」をトップページの最上部に表示するなど工夫をしていますが、今後も改善に努めていきます。また、令和3年3月には、新型コロナウイルス感染症が収束しない現状において、感染拡大防止、予防を行いながら、避難所を開設・運営することを目的とした避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編の見直しを行いました。さらに、令和3年6月には、富田林市避難情報発令に関する判断・伝達マニュアルの改訂を行いました。これらのマニュアルを効果的に活用しながら、災害時に市民が避難を躊躇しないよう周知・啓発に努めていきます。

本市では、独自の取組として、自主防災組織の構成員等を対象とした防災リーダー養成講座や中学生を対象としたジュニア防災リーダー養成講座を実施しています。養成研修実施機関としての登録や資格取得助成は行っておりませんが、「防災士」の取得を促進に向け、引き続き市民の皆様への情報提供や周知・啓発に努めていきます。また、防災への女性の参画促進は重要であると考えており、市が実施する養成講座をはじめ、様々な防災の取組に対し、多くの女性に参画していただけるよう、周知・啓発に努めていきます。

<継続>

(6) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化

すること。

【回答】

気象警報発表時に災害警戒本部を設置し、さらに避難所開設の必要性や避難情報発令の可能性などの対応時には、災害対策本部に移行することとなります。また、地震発生時、市域または、近隣において震度4で災害警戒本部を設置し、震度5弱以上で災害対策本部を設置し、職員が自動参集することとしています。

緊急時の人員体制の確保については、十分な人員体制が図れるようその確保に努めていきます。

なお、交通機関が麻痺している場合に、最寄りの自治体に出勤することについては、広域的な連携・調整が必要となることから、近隣自治体と意見交換を行い、課題整理に努めていきます。

自治体間の連携については、隣接する自治体と避難者の受け入れについての協定を締結していますが、今後、連携の強化を図っていきます。企業・住民への啓発活動としては、市ウェブサイト、SNSへの掲載や、メール、防災アプリへの情報配信、出前講座、地域で開催される防災訓練への協力・参加も積極的に取り組んでいます。また、富田林市社会福祉協議会と、協定を締結し、災害ボランティアセンターとの連携に努めています。

(7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について(★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答】

令和3年1月に府が河川の浸水想定区域の見直しを行ったことに伴い、本市においても洪水・土砂災害ハザードマップを改訂し、市広報誌への折込により、令和4年5月に全戸配布いたしました。ハザードマップには、日頃からの備えや災害時の取るべき行動、避難情報の内容についてなども合わせて記載しており、全戸配布により、危険な箇所を市民に周知するとともに、注意を呼び掛けています。また、土砂災害警戒区域や河川の破堤箇所などの対策工事について府に要望してまいります。住民への啓発活動としては、市ウェブサイト、SNSへの掲載や、メール、防災アプリへの情報配信、出前講座、地域で開催される防災訓練への協力・参加も積極的に取り組んでいます。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答】

大規模自然災害発生時における制度などは、市ウェブサイト、SNSや広報誌等において、市民の皆様に周知などを行い、事業活動を休止するなどの判断材料となるよう努めます。災害発生時のコロナ対策については、令和3年3月には、避難所運営マニュアルの改訂を行い、それに伴い、新型コロナウイルス感染症対策編の見直しを行いました。あわせて、避難所担当職員向けのマニュアルも作成し、コロナ対応を踏まえた避難所運営に備えています。また、マスクや消毒液、段ボールベッド、パーティションなどを避難所に配備しました。今後もコロナ対策を含んだ災害対応に取り組んでいきます。

<継続>

(8)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

【回答】

自然災害により、公共交通機関への被害が及んだ場合、市民活動や経済活動などに大きな影響を及ぼす恐れがあることから、自然災害により鉄道施設への被害が発生した場合においては、被害の状況により鉄道事業者、府、市が連携し迅速な復旧活動が進められるよう検討していきます。

<継続>

(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

【回答】

本市では「安全で安心して暮らせるまちづくり」に向けて警察および関係団体と連携し、防犯教室の開催や市内各駅において街頭キャンペーンを実施しています。また、市民の安全確保を図るため、市内各駅前に防犯カメラを設置するなど、犯罪防止、防犯意識の向上に取り組んでいるところです。公共交通機関における駅構内や車内などでの犯罪行為について、各交通事業者で暴力行為防止の啓発などに努めていますが、市としてもこのような状況を鑑み、警察からの情報提供に基づき、市広報誌やウェブサイトなどを活用した啓発活動を継続していきます。

<継続>

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

【回答】

近年、高齢者を中心に買い物や、通院などの移動が困難な方が増えていることから、本市にとっても早急に対策を講じる必要があると認識しており、このような問題を解決するため公共交通の充実をはじめとした移動手段の確立が重要と考えています。この問題は、日々の暮らしに直結することから、「誰もが安心して安全に移動できる交通体系」をめざし、公共交通による移動手段の確立にむけ、庁内各関係部局での検討を重ねていきます。

また、事業者への支援としては、今までご自身で創業されたことがなく、市内で新たに創業される際の事務所設置の工事費や宣伝広告費などに利用していただける創業支援補助金や、保証料及び利子の一部の補給を行うことで負担軽減を図った小規模企業融資事業などの活用が考えられることから、庁内各関係部局と十分連携し、対応していきたいと考えています。

大阪府による「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みについても、アフターコロナに対応した公共交通のあり方等について、他の府内市町村と一緒に参画しています。今後も引き続き、大阪府や府内市町村と連携していくとともに、その効果について検証していきます。

<継続>

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

なお、施策実施の際については、タウンミーティングを開くなどし、地域住民や利用者に対し、より丁寧な情報共有の場を設定すること。

【回答】

本市を含む全国の水道事業では、給水人口の減少による給水収益の減少に加え、施設の老朽化、深刻化する人

材不足等の様々な課題を抱えています。このような状況を受け、国では平成30年に水道法を一部改正し、水道事業の基盤強化を図るため、広域連携の推進、コンセッションを含めた官民連携の推進など様々な方策を示しています。

本市においても、「富田林市水道事業ビジョン」に基づき、基盤強化のための様々な取組を実施しているところですが、技術継承問題等の改善を図るためには、大阪広域水道企業団との統合が有効な手段であることから、その取組を進めていきたいと考えています。

また、本市では、これまでも水道事業に関する情報を市広報誌、市ウェブサイト、上下水道だより等で発信し、周知に努めているところですが、統合に関する内容についても、今後、住民説明会を通じて、より丁寧な情報提供を行っていきます。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について(★)

<継続>

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化すること。

【回答】

地域医療構想については、国から各都道府県へ地域医療構想の進め方についての文書が発出され、その中には、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮することや、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるとあることから、今後の府の動きを注視していきます。

<継続>

② 感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。市民の感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、変異株の特性を踏まえた感染症の状況や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取るができるようにすることを含め、正確な情報伝達を行うこと。

【回答】

市ウェブサイトでは、新型コロナウイルス感染症関連情報まとめサイトを作成して、感染予防対策や相談先などを周知しています。また、市ウェブサイトは複数の外国語に対応しており、外国人にも情報が入手しやすい環境を整えています。

<継続>

③ PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。加えて、新たな変異株の発生と拡大に備えスクリーニング検査体制の拡充と専門家による研究を支援すること。

【回答】

定期的なPCR検査の実施については、市単独で体制を整備することは、経費面等においても困難であると考えています。現在、高齢者施設、障がい者施設の従事者は大阪府が検査体制を整備していますので、他の施設についても検査体制を拡充するよう大阪府へ要望していきます。

<継続>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市内の医療機関や介護施設などの施設に、マスクや消毒液、フェイスシールドなどの提供を行いました。また、新たな感染防止対策に係わる費用の助成などについては、検討していきます。通勤、オフィスワークにおける感染防止をはじめ感染拡大防止に向けた取組みの指針等については、大阪府から特措法等に基づき要請が行われています。

また、相談窓口については、労働者、事業主それぞれからの相談に対応できるよう、労働関係法に精通した社会保険労務士による労働相談を月1回実施しています。府においても、電話相談を平日の日中に開設されているほか、府民センターにて面談による労働相談を週に1回実施されています。さらに、国においては、労働局や労働基準監督署などの各機関において、特別労働相談窓口を設置し労働相談を実施しています。

<継続>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。また、飲食店をはじめとする各事業に対し休業要請を行う場合も同様に、現在に至るまでの休業要請に対する検証を行うとともに、感染防止対策の有効性も勘案したうえで、客観的根拠に基づく要請内容とすること。

【回答】

市では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、広報車や青色防犯パトロールカーなどで、不要不急の外出自粛や施設の使用制限、咳エチケット、コロナウイルスに関する給付金詐欺の注意喚起を行ってきたところです。

今後も引き続き、市ウェブサイトやSNS、広報誌などでも情報発信や、啓発並びに注意喚起を行っていきます。飲食店をはじめとする各事業に対する休業要請は、市が直接行うことはありませんが、国・府が行う要請等を踏まえ適切な周知を図っていきます。

<補強>

⑥ワクチン接種体制の強化について

希望者全員が安心してワクチン接種できるよう、大阪府と連携の上、接種体制を構築するとともに、単身赴任者や学生など居住地以外での接種を含めた接種記録の管理や他の自治体等の連携の体制を構築すること。また副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

【回答】

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるように、今後も緊密に大阪府・国とも連携を強化し、必要な支援を求めていきたいと考えています。また、副反応情報についても、確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うことに努めていきたいと考えています。

居住地以外で接種した場合も含めて接種記録の管理は、国のワクチン記録システム、いわゆる「VRSシステム」で管理しています。自治体では、そのシステムに接種記録を取り込むことで迅速に接種記録の登録ができ、居住地自治体でも接種記録の確認、共有ができるものです。

また、本市では、単身赴任等で本市に住民登録がなく居住している方についても、本市集団接種会場での接種ができるよう対応しています。

<継続>

⑦保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所及び保健センターに求められる役割は多岐に渡り、保健所職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。その際、状況に応じて迅速な対応がはかれるようマニュアル等の策

定を行うこと。さらには、大阪健康安全基盤研究所と十分連携した感染症対策や公衆衛生活動を強化すること。

【回答】

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、新型コロナウイルスワクチン接種対策プロジェクトチームを設置の上、専任職員及び併任職員を配置し、体制整備を行っています。今後も新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、必要な措置に努めていきます。また、マニュアルについては、新型コロナウイルスワクチンの集団接種のマニュアルを作成しており、プロジェクトチームの職員が変更になった場合はこのマニュアルを活用しています。

<継続>

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

【回答】

医療従事者、感染者やその家族などを含め一人ひとりの立場にたって、みんなでこの難局を乗り越えていけるよう「新型コロナウイルス感染症をみんなで乗り越える富田林市人権尊重メッセージ」（令和2年9月30日）を発信しました。今後とも、新型コロナウイルスの感染拡大による不安や偏見、差別をなくすため、正しい情報の提供に努めていきます。また、ワクチン接種は強要されるものではなく本人の意思によるものであることや、接種を受けていないことを理由にいじめや差別的な扱いをしないよう、ワクチン・ハラスメントの防止について市広報誌や市ウェブサイトを通じて広く市民に周知しているところです。

(2)新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について(★)

<継続>

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がりが得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力で働きかけること。

【回答】

雇用調整助成金の特例措置については、雇用の維持に重要な役割を担い、さらに新型コロナウイルス感染症対応休業支援金については、休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者の生活の維持に重要な役割を担っていることから、今後も国の動向を注視しながら、それぞれの支援制度について継続を図るよう、機をとらえ要望していきます。

<継続>

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度については、市ウェブサイトにて、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報を取りまとめたページを掲載し、情報提供を行っているところです。また、各種支援制度の給付について、申請の簡素化や支給までの期間の短縮などに取り組むよう、機をとらえて国・府へ要望していきます。

<継続>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない市町村に対しては活用促進へ向けた働きかけを行うこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

【回答】

生活困窮者自立相談支援機関では、様々な事情により生活困窮となった人に対し、社会資源や貸付制度の周知にとどまらず、就労に向けた支援等を実施しながら自立に向けたサポートを行っています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現在、住居確保給付金は令和5年3月まで再支給や職業訓練との併給が可能となっています。また、都道府県社会福祉協議会が実施してきた緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付についても、要件に該当した場合は償還免除となる等、生活困窮者の状況を踏まえた措置が柔軟に実施されているものであると認識しています。加えて、申請対象者が事前に把握できる「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」のような給付金については、広報による周知にとどまらず、プッシュ型により個別に申請案内を行いました。今後も必要な人が確実に申請できるよう様々な支援制度について周知していきます。

生活困窮により支援を必要とする人が相談窓口につながり、確実に必要な支援が届くよう、関係部局や関係機関が連携を図りながら、個々の状況に寄り添った支援に努めていきます。

<継続>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、市内の事業者に対しても様々な影響が続いていることから、事業者に対する支援の継続と更なる充実を図るよう、機をとらえて国へ要望していきます。

〒584-8511

富田林市常盤町1番1号

富田林市役所 市長公室都市魅力課

TEL 0721(25)1000 内線 181

mail info@city.tondabayashi.lg.jp

※回答内容についてのお問い合わせは上記へ
お願いします。各担当課をご案内します。